

鹿児島県景観条例（案）に対する意見概要及び意見に対する県の考え方について

1 実施状況 平成19年8月15日（水）～9月14日（金）

2 意見受理状況

① 総数	4人（鹿児島市2人，霧島市1人，住所の記載なし1人）
② 男女別	男3人，性別の記載なし1人
③ 意見数	8件

3 意見概要とその対応

意見概要	区分	意見への対応，考え方
①都市景観を守ることは鹿児島の総体的資産価値を守ることだ。	1	景観条例第2条第1項において、「良好な景観」は「県民共通の資産」であり、「現在及び将来の県民がその恩恵を享受できるよう，その整備及び保全が図られなければならない」と規定しております。
②景観と歴史遺跡は不可分の関係である。県内各地に数多く残る古代遺跡，城跡，古戦場（西南戦争を含む。），慰霊碑などを歴史公園化してはどうか。	1 2	景観条例第2条第2項において、「良好な景観は，地域の自然，歴史，文化等と人々の生活，経済活動等との調和により形成されるものであり」，「地域住民の意向を踏まえ，それぞれの地域の個性及び特色の伸長に資するよう，その多様な形成が図られなければならない」と規定しております。 具体的な御提案については，今後の景観行政の参考にさせていただきます。
③住民の問題意識と協力が欠かせない。外国人カメラマンによる写真展，景観会議の開催，観光と経済波及効果，外国人観光客増大によるGDP改善などの勉強会などを開催したらどうか。	1	景観条例第4条において，「県民の役割」として，「県民は，良好な景観の形成に関する理解を深め，良好な景観の形成に取り組むとともに，県又は市町村が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力するよう努める」と規定しております。 また，同条例第8条において，「県は，良好な景観の形成の必要性について，県民等の理解を深めるため，普及啓発に努める」と規定しております。 具体的な御提案については，今後の景観行政の参考にさせていただきます。

意見概要	区分	意見への対応, 考え方
④美しい景観の創造は、県、市町村、住民団体、民間企業、県民等、いわゆる「全県民参加型」の運動として取り組むこと。	1 2	景観条例第2条第3項において、「県、市町村及び県民等により共生と協働を旨として、良好な景観の形成に向けて一体的な取組がなされなければならない」と規定しております。 「全県民参加型」の運動の御提案は、今後の景観行政の参考にさせていただきます。
⑤美しい景観を創造し、県民の品格を高めるために、国道、県道等の植栽等の手入れを日常的に行うことや、道路や名所旧跡などで目にとまったゴミは県民自ら片付けること、不法のポスター等は撤去することなど、様々な具体的な取組を行うべきである。	2	具体的な御提案については、今後の景観行政の参考にさせていただきます。
⑥水害対策事業、砂防事業等の施策は、美しい景観の創造と保全の面から整合がとれるよう事前調整を十分に行い、実施すること。	1	景観条例第11条において、「良好な景観の形成に配慮した公共事業の実施に関する基準を定め」、この「基準に従って、公共事業を実施するものとする」と規定しております。
⑦条例を定めることによって、制限される自由があるということであり、本来の街の自然な発展や地域の経済活動を阻害する可能性をはらんでいる。	2	今回制定した景観条例は、規制の規定は含んでおりませんが、景観行政団体が規制を行う場合には、経済活動との調和を図ることが重要であると考えており、こうした点については、市町村への助言等を行う際には、考慮します。
⑧鹿児島市内には広告物が乱立しているので、何らかの形で規制することを考えてほしい。	2	今回制定した景観条例は、規制の規定は含んでおりませんが、広告物が景観に与える影響は大きいと考えており、こうした点については、市町村への助言等を行う際には、考慮します。

<対応区分>

- 1：御意見の趣旨は、条例に盛り込んでおります。
- 2：景観条例には、直接規定していませんが、今後の景観行政の参考にさせていただきます。